相模原市立総合水泳場　指定管理者募集要項に係る正誤表

関連資料等	頁・行等	誤	正
資料１３	「夏休み水泳教室」の回数	４回×**４期**	４回×**２期**
	「トレーニング講習会」の延べ参加者数	**６１人**	**１３４人**
資料１７	Ｐ２「４　利用料金の減免について」	**（１）65 歳以上の者が利用するとき（個人利用に限る）。　100 パーセント** **（２）**身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの介護者により構成される団体が利用するとき。　100 パーセント **（３）**65 歳以上の者により構成された団体が利用するとき。　**100** パーセント	**（１）**身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの介護者により構成される団体が利用するとき。　100 パーセント **（２）**65 歳以上の者により構成された団体が利用するとき。　**50** パーセント